

国籍相談業務の再開等について

当局（管内各支局を含む）においては、4月9日以降、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、国籍に関する相談についてお控えいただくようお願いしていたところですが、本日（6月1日）から再開しました。従来どおり、予約制となっており、必ず事前に電話で予約した上、お越しいただくようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の点に御協力をお願いします。

- （1）必要最小限の人数でお越しくください。
- （2）予約時間に合わせてお越しくください。
- （3）マスクの着用をお願いします。
- （4）発熱・せきの症状がある場合は、無理をせずキャンセルしてください。
- （5）相談前に検温を行い、発熱等の症状が確認された場合は、対応をお断りする場合があります。検温の可否、検温後の対応については、担当者の指示に従ってください。

令和2年6月1日

東京法務局民事行政部国籍課

03-5213-1347